福岡市 　幼稚園型認定こども園　 書面指導

自主点検表

（令和６年度）

福岡市こども未来局

目　　　　　　　　　次

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ペ－ジ

１　特定教育・保育施設に関する事項………………………………………………………………２

２　施設型給付費（教育標準時間認定１号，保育認定２・３号）に関する事項………………………………………９

◆「根拠法令等」欄に記載する根拠法令、・通知名等については、下記のとおり略称して表記する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 略称 | 根拠法令等 | 法令公布日（施行日）又は通知発出日（適用日） | 最終改正日 |
| 法 | 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号） | 平成24年８月22日 | 令和元年５月31日 |
| 府令 | 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（内閣府令第39号）　　 | 平成26年４月30日 | 令和元年５月31日 |
| 幼保基準 | 幼保連携型認定ども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第１号） | 平成26年４月30日 | 平成28年３月31日 |
| 留意事項通知 | 特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について（府子本第571号、28文科初第727号、雇児発0823第１号通知） | 平成28年８月23日（平成28年４月１日） | 令和６年３月29日 |
| 別紙３ | 留意事項通知　別紙３ |  |  |
| 別紙４ | 留意事項通知　別紙４ |
| 基準条例 | 福岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例 | 平成26年９月18日（平成27年４月１日） | 令和５年３月20日 |
| 認こ条例 | 福岡市幼稚園型認定こども園，保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例 | 平成26年12月25日（平成27年４月１日） | ― |
| 390号通知 | 子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の指導監査について（府子本第390号，27文科初第1135号，雇児発1207第２号通知） | 平成27年12月７日 | 平成30年３月７日 |
| 391号通知 | 子ども・子育て支援新制度における指導監査等の実施について（府子本第391号，27初幼教第28号，雇児保発1207第１号通知） | 平成27年12月７日 | 平成30年３月７日 |

**１　特定教育・保育施設に関する事項**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目（主眼事項） | 基本的考え方（着眼点） | 根拠法令等 | 指導監査事項（不適切事項） | 自主点検 |
| １運営に関する基準１．内容及び手続の説明及び同意２．応諾義務（正当の理由のない提供拒否の禁止）３．定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考４．子どもの心身の状況の把握５．小学校等との連携 | （１） 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。特定教育・保育施設（法附則第６条第１項に規定する特定保育所（以下「私立保育所」という。） を除く。２から３までにおいて同じ。）は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなくこれを拒んでいないか。（１） 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。）は、利用の申込みに係る１号認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している１ 号認定子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の１ 号認定子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（以下「選考方法」という。）により選考しているか。（２）上記について，選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行っているか。特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。　特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他の小学校、特定教育・保育施設等、地域の子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めているか。 | ・府令第５条第１項・基準条例第５条第１項・法33条第１項・府令第６条第１項、附則第２条第１ 項・基準条例第６条第１項・法33条第２項・府令第６条第２項・基準条例第６条第２項・法 33 条第２ 項・府令第６条第４項・基準条例第６条第４項・府令 第 10 条・基準条例第10条・府令第11条 | ①　重要事項説明書を交付して説明を行っていない。②　重要事項説明書の内容について，利用申込者からの同意を得ていない。③　重要事項説明書の規定内容と現状に差異がある。①　正当な理由がなく申込みを拒んでいる。①　１号認定子どもに係る選考方法が公正ではない。②　上記①の選考方法について、あらかじめ保護者に対し明示していない。①　子どもの心身の状況、環境及び施設の利用状況等について、把握していない。①　小学校，その他機関との密接な連携に努めていない。 | [ ] 　　 [ ] 適　　不適[ ] 　　 [ ] 適　　不適[ ] 　　 [ ] 適　　不適[ ] 　　 [ ] 適　　不適[ ] 　　 [ ] 適　　不適[ ] 　　 [ ] 適　　不適[ ] 　　 [ ] 適　　不適[ ] 　　 [ ] 適　　不適 |
| 項目（主眼事項） | 基本的考え方（着眼点） | 根拠法令等 | 指導監査事項（不適切事項） | 自主点検 |
| ６．教育・保育の提供の記録７．利用者負担の徴収（実費徴収、上乗せ徴収を含む） | 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しているか。（１） 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る法に規定する利用者負担額の支払を受けているか。（２） 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る府令第13条第２項に規定する特定教育・保育費用基準額（ 以下「特定教育・保育費用基準額」という。）の支払を受けているか。（３） 特定教育・保育施設は、（１）及び（２）の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価の支払を支給認定保護者から受ける場合、当該対価の額を当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定しているか。（４） 特定教育・保育施設は、（１）から（３）までの支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用の支払を支給認定保護者から受ける場合、当該便宜に要する費用を次の①から⑤までに掲げる費用のみとしているか。①　日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用②　特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用③　食事の提供に要する費用（ ３号認定子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、２号認定子どもについては特別利用教育を提供する場合を除き、主食の提供に係る費用に限る。）④　特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用⑤　①から④までに掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの　　＊　施設で負担すべきものの例　（児童の健康に係るもの（健康診断、ぎょう虫検査、検尿等）・冷暖房費等）（５） 特定教育・保育施設は、（１）から（４）の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しているか。（６） 特定教育・保育施設は、（３）及び（４）の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、（４）の金銭の支払に係る同意を除き文書による同意を得ているか。 | ・府令第 12 条・基準条例第12条・法第27条第３項，第 28 条第２項・府令 第13 条第１項・基準条例第13条第１項・府令第 13 条第２ 項・基準条例第13条第２項・府令第 13 条第３ 項・基準条例第13条第３項・府令第 13 条第４項、第36 条第３項・基準条例第13条第４項・府令第 13 条第５ 項・基準条例第13条第５項・府令第 13 条第６ 項・基準条例第13条第６項 | ①　教育・保育の提供について、必要な記録を残していない。①　徴収している利用者負担額（実費徴収、上乗せ徴収を除く。）が、市が決定した額ではない。②　法定代理受領を受けないときに保護者から徴収する利用者負担額が、法令等に規定する適切な額ではない。③　上乗せ徴収額が、教育・保育に要する費用と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する適切な金額の範囲内ではない。④　施設で負担すべきものを実費徴収している。⑤　実費相当以上を保護者に負担させている。 | [ ] 　　 [ ] 適　　不適[ ] 　　 [ ] 適　　不適[ ] 　　 [ ] 適　　不適[ ] 　　 [ ] 適　　不適[ ] 　　 [ ] 適　　不適[ ] 　　 [ ] 適　　不適 |
| 項目（主眼事項） | 基本的考え方（着眼点） | 根拠法令等 | 指導監査事項（不適切事項） | 自主点検 |
| ８．幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供９．評価（自己評価、学校関係者評価、第三者評価）10．相談及び援助11．事故防止及び事故発生時の対応（職員）12．利用者に関する市町村への通知 | （１） 特定教育・保育施設は、　次のアからエに掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該アからエに定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行っているか。ア．幼保連携型認定こども園　　幼保連携型認定こども園教育・保育要領イ．幼保連携型認定こども園以外の認定こども園　　ウ及びエに掲げる事項ウ．幼稚園　　幼稚園教育要領エ．保育所　　保育所保育指針（２） 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、（１）ウ及びエに掲げるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえているか。（１） 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。（２） 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（ 当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めているか。特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 | ・府令第15 条１項・基準条例第15条１項・府令第15 条第２項・基準条例第15条第２項・府令第16 条第１項・基準条例第16条第１項・府令第16 条第２項・基準条例第16条第２項・府令第17 条・基準条例第17条・府令第18 条・基準条例第18条・府令第19 条・基準条例第19条 | ①　特定教育・保育の提供は、幼稚園教育要領に基づいて、行っていない。②　上記①に加え、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえたものとなっていない。①　自己評価等により、改善を図っていない。①　子ども又はその保護者から相談があっても，対応していない事例がある。①　子どもの体調が急変したときに、速やかに保護者又は医療機関への連絡を行っていない事例がある。①　保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときに、市町村へ通知していない。 | [ ] 　　 [ ] 適　　不適[ ] 　　 [ ] 適　　不適[ ] 　　 [ ] 適　　不適[ ] 　　 [ ] 適　　不適[ ] 　　 [ ] 適　　不適[ ] 　　 [ ] 適　　不適 |
| 項目（主眼事項） | 基本的考え方（着眼点） | 根拠法令等 | 指導監査事項（不適切事項） | 自主点検 |
| 13．施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等の重要事項を定めた運営規程の策定、掲示14．勤務体制の確保等15．掲示16．差別の禁止 | 特定教育・保育施設は、次の①から⑪に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。① 施設の目的及び運営の方針② 提供する特定教育・保育の内容③ 職員の職種、員数及び職務の内容④ 特定教育・保育の提供を行う日（ 1号認定子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この④において同じ。）及び時間、提供を行わない日⑤ 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額⑥ 府令第４条第２項一から三までに定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員⑦ 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（３に規定する選考方法を含む。）⑧ 緊急時等における対応方法⑨ 非常災害対策⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項⑪その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項（１） 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めているか。（２） 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務を除き、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しているか。（３） 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。特定教育・保育施設においては、支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしていないか。 | ・府令第 20 条・基準条例第20条・府令第 21 条第１項・基準条例第21条第１項・府令第 21 条第２項・基準条例第21条第２項・府令第 21 条第３項・基準条例第21条第３項・府令第 23 条・基準条例第23条・府令第 24 条・基準条例第24条 | ①　運営規程（園則）が整備されていない。②　運営規程（園則）の規定内容と現状に差異がある。①　適切な教育・保育を行うため、職員の勤務体制を定めていない。②　施設以外の職員により、教育・保育の提供を行っている。（教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務を除く。）③　職員の研修の機会を確保していない。①　施設の見やすい場所に、重要事項を掲示していない。①　子どもの国籍、信条、社会的身分等により、不適切な取扱いを行った事例がある。 | [ ] 　　 [ ] 適　　不適[ ] 　　 [ ] 適　　不適[ ] 　　 [ ] 適　　不適[ ] 　　 [ ] 適　　不適[ ] 　　 [ ] 適　　不適[ ] 　　 [ ] 適　　不適[ ] 　　 [ ] 適　　不適 |
| 項目（主眼事項） | 基本的考え方（着眼点） | 根拠法令等 | 指導監査事項（不適切事項） | 自主点検 |
| 17．虐待等の禁止18．秘密保持、個人情報保護19．情報の提供等 | 特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしていないか。＊児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為①　被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。②　被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。③　被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。④　被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。（１） 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしていないか。（２） 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。（３） 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ているか。（１） 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。（２） 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容が虚偽のもの又は誇大なものとなっていないか。 | ・府令第25 条・基準条例第25条・児童福祉法第33条の10・府令第 27 条第１ 項・基準条例第27条第１項・府令第 27 条第２ 項・基準条例第27条第２項・府令第 27 条第３ 項・基準条例第27条第３項・府令第28 条第１項・基準条例第28条第１項・府令第 28 条第２項・基準条例第28条第２項 | ①　子どもの心身に有害な影響を与える行為を行った事例がある。①　正当な理由がなく、業務上知り得た個人情報を漏らした事例がある。②　個人情報の保護について適正な措置を講じていない。③　小学校その他関係機関へ子どもに関する情報を提供するときに、あらかじめ文書により、保護者の同意を得ていない。①　利用しようとする保護者対し、施設が提供する教育・保育の内容に関する情報の提供を行っていない。②　施設に係る広告の内容が、虚偽又は誇大である。 | [ ] 　　 [ ] 適　　不適[ ] 　　 [ ] 適　　不適[ ] 　　 [ ] 適　　不適[ ] 　　 [ ] 適　　不適[ ] 　　 [ ] 適　　不適[ ] 　　 [ ] 適　　不適 |
| 項目（主眼事項） | 基本的考え方（着眼点） | 根拠法令等 | 指導監査事項（不適切事項） | 自主点検 |
| 20．利益供与等の禁止21．苦情解決22．地域との連携 | （１） 特定教育・保育施設は、利用者支援事業その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（（２）において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。（２） 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。（１） 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族（以下「支給認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。（２） 特定教育・保育施設は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。（３） 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。（４） 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第１項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。　＊子ども子育て支援法第14条第1項　市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を行う者若しくはこれを使用する者若しくはこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該教育・保育を行う施設若しくは事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。（５） 特定教育・保育施設は、市町村からの求めがあった場合には、（４）の改善の内容を市町村に報告しているか。特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。 | ・府令第 29 条第１項・基準条例第29条第１項・府令第 29 条第２項・基準条例第29条第２項・府令第 30 条第１項・基準条例第30条第１項・府令第 30 条第２項・基準条例第30条第２項・府令第 30 条第３項・基準条例第30条第３項・府令第 30 条第４項・基準条例第30条第４項・法第14条第１項・府令第 30 条第５ 項・基準条例第30条第５項・府令第31条・基準条例第31条 | ①　施設を紹介する代償として、関係機関又はその職員との間で，金品等の収受を行った事例がある。①　苦情の受付窓口を設置する等、苦情解決体制を整備していない。②　苦情解決の仕組みについて、利用者に周知していない。③　苦情解決の受付簿等の関係書類が整備されていない。④　苦情の内容等を、適切に記録していない。⑤　法第14条第１項に基づき市が行った指導又は助言に対して、必要な改善を行っていない。⑥　上記⑤に係る改善内容を市へ報告していない。①　地域との交流に努めていない。 | [ ] 　　 [ ] 適　　不適[ ] 　　 [ ] 適　　不適[ ] 　　 [ ] 適　　不適[ ] 　　 [ ] 適　　不適[ ] 　　 [ ] 適　　不適[ ] 　　 [ ] 適　　不適[ ] 　　 [ ] 適　　不適[ ] 　　 [ ] 適　　不適 |
| 項目（主眼事項） | 基本的考え方（着眼点） | 根拠法令等 | 指導監査事項（不適切事項） | 自主点検 |
| 23．事故発生時の対応・事故の再発防止24．提供する教育・保育の質の向上25．会計の区分26．記録の整備 | （１） 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次のアからウに定める措置を講じているか。ア．事故が発生した場合の対応、イに規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備しているか。イ．事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備しているか。ウ．事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行っているか。（２） 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。（３） 特定教育・保育施設は、（２）の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。（４） 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。　特定教育・保育施設の設置者は、その提供する教育・保育の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、教育・保育の質の向上に努めているか。特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。（１） 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しているか。（２） 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次のアからオに掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しているか。ア．８（１）アからエに定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画イ．６ に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録ウ．12 に規定する市町村への通知に係る記録エ．21（２）に規定する苦情の内容等の記録オ．23（３）に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | ・府令第 32 条第1項・基準条例第32条第１項・府令第 32 条第２ 項・基準条例第32条第２項・府令第 32 条第３ 項・基準条例第32条第３項・府令第 32 条第４ 項・基準条例第32条第４項・法第33条第5号・府令 第 33 条・基準条例第33条・府令 第 34条第１項・基準条例第34条第１項・府令第 34 条第２ 項・基準条例第34条第２項 | ①　事故の発生又はその再発を防止するため、必要な措置を講じていない。②　事故が発生した場合に、速やかに市町村及び保護者等に連絡を行っていない事例がある。③　事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していない。④　賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行っていない。①　教育・保育の質の向上に努めていない。①　特定教育・保育施設の会計を、その他の事業の会計と区分していない。①　職員、設備及び会計に関する諸記録を整備していない。②　左記に掲げる特定教育・保育の提供に関する諸記録を、完結の日から５年間保存していない。 | [ ] 　　 [ ] 適　　不適[ ] 　　 [ ] 適　　不適[ ] 　　 [ ] 適　　不適[ ] 　　 [ ] 適　　不適[ ] 　　 [ ] 適　　不適[ ] 　　 [ ] 適　　不適[ ] 　　 [ ] 適　　不適[ ] 　　 [ ] 適　　不適 |
| 項目（主眼事項） | 基本的考え方（着眼点） | 根拠法令等 | 指導監査事項（不適切事項） | 自主点検 |
| 27．衛生管理28.健康・安全管理 | 「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき，食中毒の防止に努めているか。耐震，防災，防犯等子どもの健康及び安全を確保する体制が整備されているか。 | ・社会福祉施設における衛生管理の徹底について（平成20年7月7日号社援基発第0707001号通知）　・認こ条例第14条 | ①重要管理事項について，点検・記録を行っていない。②調理従事者等の衛生管理に努めていない。健康・安全確保の体制が整備されていない。 | [ ] 　　 [ ] 適　　不適[ ] 　　 [ ] 適　　不適[ ] 　　 [ ] 適　　不適 |

**施設型給付費（教育標準時間認定１号，保育認定２・３号）に関する事項**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目（主眼事項） | 基本的考え方（着眼点） | 根拠法令等 | 指導監査事項（不適切事項） | 自主点検 |
| **Ⅰ　基本部分**１．基本分単価 | （１） 基本分単価 に含まれる職員構成は次の（ア） 及び（イ）のとおりであり、これらが充足されているか。（ア）保育教諭等基本分単価における必要保育教諭等の数（ 幼保基準第５条第３項の表備考第４号に規定する園長が専任でない場合に１名増加して配置する教員及び幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）第５条第３項に規定する教員を除く。） は以下の【ⅰ】と【ⅱ】を合計した数であること。また、これとは別に非常勤の講師を配置すること。【ⅰ】年齢別配置基準４歳以上児30人につき１人、３歳児及び満３歳児20人につき１ 人、１、２歳児（保育認定子どもに限る。） ６人につき１人、乳児３人につき１人（注１）「保育教諭等」とは、幼保連携型認定こども園にあっては、幼稚園教諭免許状を有し、かつ、保育士としての登録を受けた者（令和７年3月31日までの間に限り、幼稚園教諭免許状のみを有する者又は保育士としての登録のみを受けた者を含む。）をいい、その他の認定こども園にあっては、幼稚園教諭免許状を有する者又は保育士としての登録を受けた者をいう。（注２）ここでいう「４歳以上児」、「３歳児」、「１ 、２歳児（ 保育認定子どもに限る。）」及び「乳児」とは、年度の初日の前日における満年齢によるものであること。また、「満３歳児」とは、以下の者をいうこと（ 当該年度内に限る。）。・教育標準時間認定を受けた子どものうち、年度の初日の前日における満年齢が２歳で、年度途中に満３歳に達して入園した者・２歳児（ 保育認定子どもに限る。）が年度途中に満３歳に達した後、保育認定から教育標準時間認定に認定区分が変更となった者（注３）確認に当たっては以下の算式によることとし、教育標準時間認定子ども及び保育認定子どもの人数の合計をもとに確認すること。＜算式＞ ｛４歳以上児数× 1/30（ 小数点第１位まで計算（小数点第２位以下切り捨て）） ｝ ＋ ｛ ３ 歳児及び満３ 歳児数× 1/20（同）}＋｛１ 、２歳児数（保育認定を受けた子どもに限る。）×1/6（同）｝＋｛ 乳児数× 1/3（同）} ＝配置基準上保育教諭等数（小数点以下四捨五入） 【ⅱ】その他ａ　保育認定子どもに係る利用定員が90 人以下の施設については１人ｂ　保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設については１人（注１）ｃ　主幹保育教諭等を専任化させるための代替保育教諭等を２人（うち１人は非常勤講師等でも可とする）（注２）ｄ　上記【ⅰ】及び【ⅱ】のａ、ｂの保育教諭等１人当たり、研修代替保育教諭等として年間３日分の費用を算定（ 保育認定子どもの人数に係る保育教諭等に限る。） （注３） | ・別紙３　Ⅱ１.（１）（２）・別紙４　Ⅱ１．（１）（２） | ①　基本分単価に含まれる職員構成を充足していない。 | [ ] 　　 [ ] 適　　不適※不適に該当し，調整の適用を受けている場合は詳細を別紙２に記載すること。 |
| 項目（主眼事項） | 基本的考え方（着眼点） | 根拠法令等 | 指導監査事項（不適切事項） | 自主点検 |
|  | （注１）保育認定子どもに係る利用定員に占める保育標準時間認定を受けた子どもの人数の割合が低い場合は非常勤の保育士としても差し支えないこと。（注２）当該代替保育教諭等の配置により、主幹保育教諭等を教育・保育計画の立案等の業務に専任させ、保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て支援活動等に積極的に取り組むこと。（注３）当該費用については、非常勤講師等の人件費、保育教諭等が研修を受講する際の受講費用又は時間外における研修受講の際の時間外手当等に充当しても差し支えないこと。（イ）その他ⅰ．　園長（施設長）ⅱ．　調理員等保育認定子どもに係る利用定員40人以下の施設は１人、41人以上150人以下の施設は２人、151人以上の施設は３人（うち１ 人は非常勤） ⅲ．　事務職員及び非常勤事務職員（注）施設長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要であること。（注）非常勤事務職員については、１人分の費用（教育標準時間認定子どもに係る利用定員が91人以上の施設に限る。）及び週２日分の費用を算定。ⅳ．　学校医・学校歯科医・学校薬剤師（嘱託医・嘱託歯科医・嘱託薬剤師） |  |  |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目（主眼事項） | 基本的考え方（着眼点） | 根拠法令等 | 指導監査事項（不適切事項） | 自主点検 |
| **Ⅱ　基本加算部分**１．副園長・教頭配置加算２．学級編制調整加配加算３．３歳児配置改善加算４．４歳以上児配置改善加算５．満３歳児対応加配加算 | （１） この加算の認定がされている場合、園長以外の教員として、次の要件を満たす副園長又は教頭を配置しているか。【ⅰ】 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18 年法律第77 号。以下「認定こども園法」という。）第14 条又は学校教育法（昭和22 年法律第26 号）第27 条に規定する副園長又は教頭の職務をつかさどっていること。学級担任など教育・保育への従事状況は問わない。【ⅱ】就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第２号。以下「認定こども園法施行規則」という。）第14 条において準用する第13 条又は学校教育法施行規則（昭和25 年文部省令第11 号）第23 条において準用する第20 条から第22 条までに該当するものとして発令を受けていること。幼稚園教諭免許状を有さない場合も含む。【ⅲ】 当該施設に常時勤務する者であること。【ⅳ】 園長が専任でない施設において、幼保連携型認定こども園設備運営基準第５条第３項の表備考第４号に規定する園長が専任でない場合に１名増加して配置する教員又は幼稚園設置基準第５条第３項に規定する教員に該当しないこと。（１） この加算の認定がされている場合、全ての学級に専任の学級担任を配置できるよう、１号認定子ども及び２号認定子どもに係る利用定員が36人以上300人以下にされているか。（１）　この加算の認定がされている場合、年齢別配置基準のうち、３歳児及び満３歳児に係る保育教諭等の配置基準を３歳児及び満３歳児15人につき１人により実施しているか。（１）この加算の認定がされている場合、年齢別配置基準のうち、４歳以上児に係る教員配置基準を４歳以上児25人につき１人により実施しているか。（１）この加算の認定がされている場合について，（ア）３歳児配置改善加算の適用がない場合年齢別配置基準のうち、満３歳児に係る保育教諭等の配置基準を満３歳児６人につき１人（満３歳児を除いた３歳児は20人に１人）により実施しているか。＜算式＞{４歳以上児数×1/30（小数点第１位まで計算（小数点第２位以下切り捨て））}＋{３歳児数（満３歳児を除く）×1/20（同）}＋{満３歳児×1/6（同）}＝配置基準上保育教諭等数（小数点以下四捨五入） | ・別紙３　Ⅲ２．（１）・別紙３　Ⅲ３．（１）・別紙３　Ⅲ４．（１）・別紙４　Ⅲ２．（１）・別紙３　Ⅲ５．（１）・別紙４　Ⅲ３．（１）・別紙３　Ⅲ６.（１） | ①　当該加算が認定されている場合に，加算の要件を満たしていない。①　当該加算が認定されている場合に，加算の要件を満たしていない。①　当該加算が認定されている場合に，加算の要件を満たしていない。1. 当該加算が認定されている場合に，

加算の要件を満たしていない。①　当該加算が認定されている場合に，加算の要件を満たしていない。 | [ ] 　　 [ ] 適　　不適[ ] 　　 [ ] 適　　不適[ ] 　　 [ ] 適　　不適[ ] 　　 [ ] 適　　不適[ ] 　　 [ ] 適　　不適 |

| 項目（主眼事項） | 基本的考え方（着眼点） | 根拠法令等 | 指導監査事項（不適切事項） | 自主点検 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ６．講師配置加算７．チーム保育加配加算８．通園送迎加算９．給食実施加算10．副食費徴収免除加算11．休日保育加算12．夜間保育加算13．減価償却費加算14．賃借料加算15．外部監査費加算 | （イ）３歳児配置改善加算の適用がある場合年齢配置基準のうち、満３歳児に係る保育教諭等の配置基準を満３歳児６人につき１人（満３歳児を除いた３歳児は15人につき１人）により実施しているか。＜算式＞{４歳以上児数×1/30（小数点第１位まで計算（小数点第２位以下切り捨て））}＋{３歳児数（満３歳児を除く）×1/15（同）}＋{満３歳児×1/6（同）}＝配置基準上保育教諭等数（小数点以下四捨五入）（１）この加算の認定がされている場合，利用定員が35人以下または121人以上の施設であり，かつ，「必要教員数」を超えて非常勤講師（幼稚園教諭免許状を有し，教諭等の発令を受けている者）を配置しているか。（１）この加算の認定がされている場合、基本分単価及び他の加算等の認定に当たって求められる「必要保育教諭等の数」を超えて、保育教諭等（幼稚園教諭の免許状を有するが教諭等の発令を受けていない教育補助者を含む。）を配置する施設において、副担任等の学級担任以外の保育教諭等を配置する、少人数の学級編制を行うなど、３歳以上子ども（認定こども園全体の教育標準認定子ども及び保育認定子ども（４歳以上児及び３歳児に限る。）をいう。以下同じ。）に対し、低年齢児を中心として小集団化したグループ教育を実施しているか。この加算の算定上の「加配人数」は、３歳以上子どもに係る利用定員の区分ごとの上限人数（注１）の範囲内で、「必要保育教諭等数」を超えて配置する保育教諭等数（注２）としているか。（注１）利用定員の区分ごとの上限人数45人以下： １人、46人以上150人以下： ２人、151人以上240人以下：３人、241人以上270人以下：３.５ 人、271 人以上300人以下：５人、301人以上450人以下：６ 人、451人以上：８人（注２）「必要保育教諭等の数」を超えて配置する保育教諭等の数に応じ、以下のとおり取り扱うこととする。① 常勤換算人数（ 小数点第２位以下切り捨て、小数点第１位を四捨五入前）による配置保育教諭等の数から｢必要保育教諭等の数」を減じて得た員数が３ 人未満の場合は、小数点第１ 位を四捨五入した員数とする。（例）2.3人の場合、２ 人② 常勤換算人数（ 小数点第２位以下切り捨て、小数点第１位四捨五入前）による配置保育教諭等の数から｢必要保育教諭等の数」を減じて得た員数が３ 人以上の場合は、小数点第１ 位が１ 又は２のときは小数点第１位を切り捨て、小数点第１位が３又は４のときは小数点第１位を０.５とし、小数点第１位が５ 以上のときは小数点第１位を切り上げて得た員数とする。（例）3.2人の場合→ 3人、3.4人の場合→ 3.5人、3.6人の場合→ 4人（１） この加算の認定がされている場合、利用子どもの通園の便宜のため送迎を行っているか。（注）送迎の実施方法（運転手を雇用して実施又は業者委託して実施等）は問わない（１） この加算の認定がされている場合、給食を実施しているか。この加算の算定上の「週当たり実施日数」は、修業期間中の平均的な月当たり実施日数を４（週）で除して算出（小数点第１位を四捨五入）することとし、子ども全員に給食を提供できる体制をとっている日を実施日とみなすものとしているか（保護者が弁当持参を希望するなどにより給食を利用しない子どもがいる場合も実施日に含む）。（１）　この加算が認定されている場合，利用こどもの全てに副食の全てを提供する日があり，かつ，利用子どもである副食費免除対象子どもに副食の全てを提供する日があるか。（１）　この加算が認定されている場合、日曜日、国民の祝日及び休日（以下「休日等」という。）において、以下の要件を満たして、保育が実施されている施設か。（ア）休日等を含めて年間を通じて開所する施設(複数の特定教育・保育施設、地域型保育時洋書（居宅訪問型保育事業所は除く。）又は企業主導型保育施設との共同により年間を通じて開所する施設（以下「共同実施施設」という。）を含む。)を市町村が指定して実施すること。（イ）幼保連携型認定こども園にあっては幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第１号。以下「幼保連携型認定こども園設備運営基準」という。）第５条第３項及び附則第５条から第８条、それ以外の認定こども園にあっては就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第３条第２項及び第４項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第２号。以下「認定こども園設備運営基準」という。）第２の一及び附則第３から第７の規定に基づき、対象子どもの年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育教諭等を配置すること。（ウ）対象となる子どもに対して、適宜、間食又は給食等を提供すること。（エ）対象となる子どもは、原則、休日等に常態的に保育を必要とする保育認定子どもであること。 （１）　この加算が認定されている場合、保育所型認定こども園については、「夜間保育所の設置認可等について（平成12 年３月30日児発第298 号厚生省児童家庭局長通知）」により設置認可された施設、それ以外の認定こども園については、以下の要件に適合するものとして市町村に認定された夜間保育が実施されているか。（ア）設置経営主体夜間保育の場合は、生活面への対応や個別的な援助がより一層求められることから、保育に関し、長年の経験を有し、良好な成果をおさめているものであること。（イ）事業所保育認定子どもに対して夜間保育を行う施設であること。（ウ）職員施設長は、幼稚園教諭又は保育士の資格を有し、直接子どもの保育に従事することができる者を配置するよう努めること。（エ）設備及び備品仮眠のための設備及びその他夜間保育のために必要な設備、備品を備えていること。（オ）開所時間保育認定子どもに係る開所時間は原則として11時間とし、おおよそ午後10時までとすること。（１）この加算が認定されている場合、以下の要件全てに該当する施設であるか。（ア）認定こども園の用に供する建物が自己所有であること（注１）（イ）建物を整備・改修又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生していること（ウ）建物の整備・改修に当たって、施設整備費又は改修費等（以下「施設整備費等」という。）の国庫補助金の交付を受けていないこと（注２）（エ）賃借料加算の対象となっていないこと（注１）施設の一部が賃貸物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50％以上であること（注２）施設整備費等の国庫補助の交付を受けて建設した建物について、整備後一定年数が経過した後に、以下の要件全てに該当する改修等を行った場合には（ウ）に該当することとして差し支えない。① 老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認める場合② 当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと③ １施設当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延面積に２を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上であること（１）この加算が認定されている場合、以下の要件全てに該当する施設であるか。（ア）認定こども園の用に供する建物が賃貸物件であること（注）（イ）（ア）の賃貸物件に対する賃借料が発生していること（ウ）賃借料の国庫補助（「認可保育所等設置支援事業の実施について」（平成29年3月31日雇児発0331第30号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める「都市部における保育所への賃借料支援事業」による国庫補助を除く。）を受けた施設については、当該補助に係る残額が生じていないこと（エ）減価償却費加算の対象となっていないこと（注）施設の一部が自己所有の場合は、賃貸による建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50％以上であること（１） この加算の認定がされている場合、認定こども園を設置する学校法人等が、当年度の認定こども園の運営に係る会計について、公認会計士又は監査法人による監査（以下「外部監査」という。）を受けているか。外部監査の内容等については、幼稚園に係る私立学校振興助成法第14条第3項に規定する公認会計士又は監査法人の監査及びこれに準ずる公認会計士又は監査法人の監査と同等のものとされているか。 | ・別紙３　Ⅲ７.（１）・別紙３　Ⅲ８.（１）・別紙３　Ⅲ９．（１）・別紙３　Ⅲ10.（１）・別紙３　Ⅲ12．（１）・別紙４　Ⅲ４．（１）・別紙４　Ⅲ５．（１）・別紙４　Ⅲ７．（１）・別紙４　Ⅲ８．（１）・別紙３　Ⅲ11．（１）・別紙４　Ⅲ９．（１） | ①　当該加算が認定されている場合に，加算の要件を満たしていない。①　当該加算が認定されている場合に，加算の要件を満たしていない。①　当該加算が認定されている場合に，加算の要件を満たしていない。①　当該加算が認定されている場合に，加算の要件を満たしていない。①　当該加算が認定されている場合に，　加算の要件を満たしていない。①　当該加算が認定されている場合に，加算の要件を満たしていない①　当該加算が認定されている場合に，加算の要件を満たしていない①　当該加算が認定されている場合に，加算の要件を満たしていない①　当該加算が認定されている場合に，加算の要件を満たしていない①　当該加算が認定されている場合に，加算の要件を満たしていない。 | [ ] 　　 [ ] 適　　不適[ ] 　　 [ ] 適　　不適[ ] 　　 [ ] 適　　不適[ ] 　　 [ ] 適　　不適[ ] 　　 [ ] 適　　不適[ ] 　　 [ ] 適　　不適[ ] 　　 [ ] 適　　不適[ ] 　　 [ ] 適　　不適[ ] 　　 [ ] 適　　不適[ ] 　　 [ ] 適　　不適 |
| **Ⅲ　特定加算部分**１．療育支援加算２．事務職員配置加算３．指導充実加配加算４．事務負担対応加配加算 | （１） この加算の認定がされている場合、障害児（注１）を受け入れている（注２）施設（注３）において、主幹保育教諭等を補助する者（ 注４）を配置し、地域住民等の子どもの療育支援に取り組んでいるか。なお、主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合の調整が適用されている施設については、当該加算の対象とはならないこと。また、当該加算が適用される施設においては、障害児施策との連携を図りつつ、障害児教育・保育に関する専門性を活かして、地域住民や保護者からの育児相談等の療育支援に積極的に取り組んでいるか（注５）（注１）市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。（注２）障害児を受け入れている」とは、月の初日において障害児が１人以上利用していることをもって満たしているものとし、以降年度を通じて当該要件を満たしているものとすること。（注３）本加算の適用の有無は認定こども園全体（教育標準時間認定及び保育認定） を通じて行われるものであること。（注４）非常勤職員であって、資格の有無は問わない。（注５）取組の例示・施設を利用する気になる段階の子どもを含む障害児について、障害児施策との連携により、早期の段階から専門的な支援へと結びつける。・地域住民からの教育・育児相談等へ対応し、専門的な支援へと結びつける。・補助者の活用により障害児施策との連携を図る。・保育所等訪問支援事業における個別支援計画の策定に当たっての連携役・障害児施策との連携により、施設における障害児教育・保育の専門性を強化し、障害児に対する支援を充実する。（１）この加算の認定がされている場合、基本分単価において求められる事務職員及び非常勤事務職員（注）を超えて、非常勤事務職員を配置する認定こども園全体の利用定員が91 人以上の施設であるか。（注）園長等の職員が兼務する場合又は業務委託をする場合は、配置は不要。（１）この加算の認定がされている場合、基本分単価及び他の加算等の認定に当たって求められる「必要保育教諭等の数」を超えて、非常勤講師を配置する教育標準時間認定子ども及び保育認定（2 号）子どもに係る利用定員が271 人以上の施設であるか。（１）この加算の認定がされている場合、基本分単価において求められる事務職員及び非常勤事務職員（注）並びに事務職員配置加算において求められる非常勤事務職員を超えて、非常勤事務職員を配置する教育標準時間認定子ども及び保育認定（2 号）子どもに係る利用定員が271 人以上の施設であるか。（注）園長等の職員が兼務する場合又は業務委託をする場合は、配置は不要。 | ・別紙３　Ⅵ１．（１）・別紙４　Ⅵ１．（１）・別紙３　Ⅵ２．（１）・別紙３　Ⅵ３．（１）・別紙３　Ⅵ４．（１） | ①　当該加算が認定されている場合に，加算の要件を満たしていない。①　当該加算が認定されている場合に，加算の要件を満たしていない。①　当該加算が認定されている場合に，加算の要件を満たしていない。①　当該加算が認定されている場合に，加算の要件を満たしていない。 | [ ] 　　 [ ] 適　　不適[ ] 　　 [ ] 適　　不適[ ] 　　 [ ] 適　　不適[ ] 　　 [ ] 適　　不適 |
| ５．施設関係者評価加算６. 処遇改善等加算Ⅱ７. 処遇改善等加算Ⅲ８．高齢者等活躍促進加算９．施設機能強化推進費加算10．小学校接続加算11．栄養管理加算12．第三者評価受審加算13．その他給付費の請求関する事項 | （１）この加算が認定されている場合、認定こども園法施行規則第23条又は学校教育法施行規則第39条において準用する第66条の規定による評価（以下「自己評価」という。）を実施するとともに、認定こども園法施行規則第24条又は学校教育法施行規則第39条において準用する第67条の規定に準じて保護者その他の施設の関係者（施設職員を除く。）による評価を実施し、その結果をホームページ・広報誌への掲載、保護者への説明等により広く公表しているか。（以下「施設関係者評価」という。）を実施し、その結果をホームページ・広報誌への掲載保護者への説明等により広く公表しているか。施設関係者評価の内容等については、「幼稚園における学校評価ガイドライン」に準拠し、認定こども園法施行規則第23条又は学校教育法施行規則第39条において準用する第66条の規定により行った自己評価等に関する情報提供、授業・行事等の活動の公開、園長等との意見交換の確保などに配慮して実施しているか。1. 賃金改善を実施する計画を策定していること。
2. 加算対象職員に発令や職務命令が行われているか。
3. その他，国通知に定める要件を満たしているか。

（１）賃金改善を実施する計画を策定していること。（２）その他、国通知に定める要件を満たしているか（１）この加算が認定されている場合、以下の要件を満たしているか。（ア）高齢者等（注１）を職員配置基準以外に非常勤職員（注２）として雇用（注３）し、施設の業務の中で比較的高齢者等に適した業務（注４）を行わせ、かつ、当該年度中における高齢者等の総雇用人員の累積年間総雇用時間が、400時間以上見込まれること。また、「特定就職困難者雇用開発助成金」等を受けている施設（受ける予定の施設を含む。）でその補助の対象となる職員は対象としないこと。なお、雇用形態は通年が望ましいが短期間でも雇用予定がはっきりしていて、利用子ども等の処遇の向上が期待される場合には、この加算対象として差し支えないこと。（注１）高齢者等の範囲ⅰ 当該年度の４月１日現在または、その年度の途中で雇用する場合はその雇用する時点において満60歳以上の者ⅱ 身体障害者（身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳を所持している者）ⅲ 知的障害者（知的障害者更生相談所、児童相談所等において知的障害者と判定された者で、都道府県知事が発行する療育手帳または判定書を所持している者）ⅳ 精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持している者）ⅴ 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦（母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦）（注２）非常勤職員の範囲１日６時間未満又は月20日未満勤務の者を対象とする。（注３）雇用の範囲雇用契約又は派遣契約による場合のみを対象とする。（注４）高齢者等が行う業務の内容の例示ⅰ 利用子ども等との話し相手、相談相手　　　ⅱ 身の回りの世話(爪切り、洗面等)ⅲ 通院、買い物、散歩の付き添い　　　　　　ⅳ クラブ活動の指導ⅴ 給食のあとかたづけ　　　　　　　　　　　ⅵ 喫食の介助ⅶ 洗濯、清掃等の業務　　　　　　　　　　　ⅷ その他高齢者等に適した業務（イ）以下の事業等のうち、いずれかを実施していることⅰ 延長保育事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。）ⅱ 一時預かり事業（一般型）（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、平均対象子どもが１人以上いるもの（年度当初から事業を開始する場合は５月において当該要件を満たしていることをもって４月から当該要件を満たしているものと取り扱う。）。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。）ただし、当分の間は平成21年６月３日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知｢『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。ⅲ 病児保育事業（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）ⅳ 乳児が３人以上利用している施設（４月から11月までの各月初日を平均して乳児が３人以上利用していること。）ⅴ 障害児（軽度障害児を含む。）（注）が１人以上利用している施設（４月から11月までの間に１人以上の障害児の利用があること。）（注）市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。（１）　この加算の認定がされている場合、施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難誘導体制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図る取組（注１～３）を行う施設で、以下の事業等を複数実施しているか。　ⅰ 延長保育事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。）ⅱ 幼稚園型一時預かり事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが１人以上いるもの（年度当初から事業を開始する場合は５月において当該要件を満たしていることをもって４月から当該要件を満たしているものと取り扱う。）。私学助成の預かり保育推進事業、幼稚園長時間預かり保育支援事業、市町村の単独事業・自主事業（私学助成の国庫補助事業の対象に準ずる形態で実施されている場合に限る。）等により行う預かり保育を含む。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。）ⅲ一時預かり事業（一般型）（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが１人以上いるもの（年度当初から事業を開始する場合は５月において当該要件を満たしていることをもって４月から当該要件を満たしているものと取り扱う。）。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。）ただし、当分の間は平成21 年６月３日雇児発第0603002 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知｢『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。また、私学助成の子育て支援活動の推進等により行う未就園児の保育、幼稚園型一時預かり事業により行う非在園児の預かりを含む。ⅳ 病児保育事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）ⅴ　満３歳児（教育標準時間認定子どもに限る。）に対する教育・保育の提供（４月から11月までの各月初日を平均して満３歳児が１人以上利用していること。）ⅵ 乳児に対する教育・保育の提供（４月から11 月までの各月初日を平均して乳児が３人以上利用していること。）ⅳ　障害児（軽度障害児を含む。）に対する教育・保育の提供（４月から11月までの間に１人以上の障害児の利用があること。）（注１）取組の実施方法の例示・地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。・職員等への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進する。（注２）取組に必要となる経費の額・取組に必要となる額の総額が、概ね１５万円以上見込まれること。（注３）支出対象経費需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費（茶葉）、光熱水費、医療材料費）・役務費（通信運搬費）・旅費・謝金・備品購入費・原材料費・使用料及び賃借料・賃金・委託費（防災訓練及び避難具の整備等に要する特別の経費に限り、教育・保育の提供に当たって通常要する費用は含まれない。）（注４）本加算の適用の有無は認定こども園全体（教育標準時間認定及び保育認定）を通じて行われるものであること。（注５）市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。（１）この加算が認定されている場合、次の要件をすべて満たして小学校との連携・接続に係る取組を行っているか。（注）本加算の適用の有無は認定こども園全体（教育標準時間認定及び保育認定）を通じて行われるものであること。ⅰ　小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にすること。ⅱ　授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施していること。ⅲ　小学校と協働して、５歳児から小学校１年生の２年間（２年以上を含む。）のカリキュラムを編成・実施していること（小学校との継続的な協議会の開催等により具体的な編成に着手していると認められる場合を含む）（１）　この加算の認定がされている場合、食事の提供にあたり、栄養士を活用（注１）して、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的（注２）な指導を受けているか。（注）　栄養士の活用に当たっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、栄養教諭、学校栄養職員、又は調理員として栄養士を雇用している場合も対象となる。（１）　この加算の認定がされている場合、「幼稚園における学校評価ガイドライン」又は「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」等に沿って、第三者評価を適切に実施することが可能であると市町村が認める第三者評価機関（又は評価者）による評価（行政が委託等により民間機関に行わせるものを含む。）を受審し、その結果をホームページ等により広く公表しているか。その他施設型給付費の請求に関し、不適正な取扱いはないか。 ＊　実地指導中に以下に該当する状況を確認した場合は、直ちに「特定教育・保育施設等監査指針」に定めるところにより監査へ移行する。 ①　　著しい運営基準違反が確認され、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子ども（以下「利用児童」という。）の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合 1. 施設型給付費等の請求に不正又は著しい不当が認められる場合
 | ・別紙３　Ⅵ８．（１）・別紙４　Ⅵ５．（１）・別紙３　Ⅵ５．（１）・別紙４　Ⅵ２．（１）・別紙３　Ⅵ６．（１）・別紙４　Ⅵ３．（１）・別紙４　Ⅵ８．（１）・別紙３　Ⅵ11．（１）・別紙４　Ⅵ９（１）・別紙３　Ⅵ12．（１）・別紙４　Ⅵ10（１）・別紙４　Ⅵ11（１）・別紙３　Ⅵ13．（１）・別紙４　Ⅵ12．（１）・390号通知(別添１)６・391号通知 | ①　当該加算が認定されている場合に，加算の要件を満たしていない。①　当該加算が認定されている場合に，加算の要件を満たしていない。①　当該加算が算定されている場合に、加算の要件を満たしていない。①　当該加算が認定されている場合に，加算の要件を満たしていない。①　当該加算が認定されている場合に，加算の要件を満たしていない。①　当該加算が認定されている場合に，加算の要件を満たしていない。①　当該加算が認定されている場合に，加算の要件を満たしていない①　当該加算が認定されている場合に，加算の要件を満たしていない①　重大な問題がある。②　問題がある。 | [ ] 　　 [ ] 適　　不適[ ] 　　 [ ] 適　　不適[ ] 　　 [ ] 適　　不適[ ] 　　 [ ] 適　　不適[ ] 　　 [ ] 適　　不適[ ] 　　 [ ] 適　　不適[ ] 　　 [ ] 適　　不適[ ] 　　 [ ] 適　　不適[ ] 　　 [ ] 適　　不適[ ] 　　 [ ] 適　　不適 |